

**国土交通省
新型インフルエンザ
対策行動計画**

**平成 20 年 3 月 25 日
国土交通省**

<目 次>

< I 総論 >

- 1 本計画の目的
- 2 対策の基本方針
- 3 本計画の見直し

< II 対策 >

<発生前の対策>

～フェーズ3における対策（備え）～

- 1 省内体制の確立
- 2 関係省庁との連携・関係機関との連携
- 3 水際対策の備え
- 4 国内発生時に備えた公共交通機関における対策
- 5 省内職員への健康

<発生後の対策>

～フェーズ4 A、5 A、6 Aの対策（海外発生時の対策の実施）～

- 1 省内体制の確立
- 2 関係省庁との連携・関係機関との連携
- 3 水際対策の推進
- 4 省内職員への注意喚起・関係職員の動向把握

～フェーズ4 B、5 B、6 Bの対策（国内発生時の対策の実施）～

- 1 省内体制の確立
- 2 関係省庁との連携・関係機関との連携
- 3 水際対策の推進
- 4 公共交通機関における対策
- 5 不特定多数の人が集まる大規模集会等の中止等
- 6 省内職員への注意喚起・関係職員の動向把握

—参考資料—

〔参考1〕用語の定義

〔参考2〕WHOにおけるインフルエンザパンデミックフェーズ

〔参考3〕新型インフルエンザに係る背景・流行規模の想定

〔参考4〕新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について

〔参考5〕新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議の設置
について

〔参考6〕新型インフルエンザ関連 HP 情報

< I 総論 >

1 本計画の目的

この計画は、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成17年12月 鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定）に基づき、今後、国土交通省が行うべき対応等の概要をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザが発生した場合の迅速かつ適切な対応の実施に資することを目的とする。

2 対策の基本方針

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」においては、新型インフルエンザの出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その出現そのものを阻止することは不可能であるとされている。また、地球規模でヒト・モノがダイナミックに動いている時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザの出現が起これば、我が国への侵入も避けられないと考えられている。

したがって、国土交通省における新型インフルエンザ対策の目的は、新型インフルエンザの我が国への流入を可能な限り防止し、又は我が国への流入を可能な限り遅らせるために関係機関と連携すること、及びひとたび我が国で新型インフルエンザが出現した場合には、発生初期の段階でできる限り封じ込めを行うとともに、パンデミック時における感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らせないために関係機関と協力して対策を講じることである。

このためには、発生・流行時に想定される状況を念頭におき、海外で発生した場合、国内で発生した場合ごとに、国土交通省としての行動計画をあらかじめ定めておくことが重要である。

3 本計画の見直し

本計画は、国の行動計画等をふまえ、水際対策と公共交通機関対策を中心として記載したものであるが、新型インフルエンザのパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではないことから、情勢の変化等を踏まえて、本計画を随時見直して、必要に応じて修正を加えるものとする。

また、今後、政府の議論をふまえ、国土交通省における社会機能維持業務についても検討し、本計画に反映していく。

<Ⅱ 対策>

<発生前の対策>～フェーズ3における対策（備え）～

国の新型インフルエンザ対策行動計画の国土交通省関連事項

計画と連携

〔その他〕

- ・パンデミック期に備えて、職場における感染対策や事業体制の維持について、各事業者が情報の収集や計画の策定をする等、事前の準備を要請する。（関係省庁）

【フェーズ3A】

予防と封じ込め

〔ヒト検疫等ガイドラインの作成・周知〕

- ・ヒト検疫時等の新型インフルエンザ侵入防止対策等について、ガイドラインを作成し、検疫所及び関係機関等に周知する。（厚生労働省、関係省庁）【フェーズ3】

1 省内体制の確立

(1) 国土交通省新型インフルエンザ対策推進本部の設置・開催

「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」等における議論等を踏まえ、必要に応じて、「国土交通省新型インフルエンザ対策推進本部」を開催し、「国土交通省新型インフルエンザ対策行動計画」の見直しや新型インフルエンザに関する情報の共有化を図る。

(2) 国土交通省新型インフルエンザ対策準備会合等の開催

すでに設置されている「国土交通省新型インフルエンザ対策準備会合」等の場を利用して、国の行動計画による対応措置の具体的手順等を関係省庁とともに検討する。

(3) 職員の意識等の向上

関係省庁の協力を得て、新型インフルエンザに関するセミナーを開催する等により、職員の知識及び意識の向上に努める。

2 関係省庁との連携・関係機関との連携

(1) 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議等への参加

「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」等に参加するとともに、政府の行う新型インフルエンザ関連の訓練に参加し、関係省庁間の連携強化や省内の担当者の対応能力の向上に努める。

(2) 関係機関との連絡体制の確保

新型インフルエンザの発生状況を勘案しつつ、空港・港湾管理者、公共交通関係事業者、公共交通・旅行関係事業者団体等との連絡ルートを確認するとともに、必要に応じ、これら関係者における新型インフルエンザ対策の状況について聴取するとともに、対策を要請する。

(3) 国土交通省関係者への必要な情報の提供

地方支分部局、外局、施設等機関及び国土交通省が所管する関係事業者団体等に対して、必要に応じて、厚生労働省専門家会議の「事業者・職場における新型イン

フルエンザ対策ガイドライン」及び「個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策ガイドライン」を周知するとともに、随時、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。

3 水際対策の備え

(1) 国の行動計画及び厚生労働省専門家会議のガイドラインの周知等

海外で発生した場合には水際で我が国への流入を防止することが重要であり、水際対策に協力することとなる空港・港湾管理者、航空・海事関係事業者、航空・海事・旅行関係事業者団体及び地方運輸局職員等に対して、国の行動計画や検疫ガイドライン等厚生労働省専門家会議のガイドラインを周知するとともに、必要に応じ、厚生労働省等関係省庁から入手した最新の情報を提供する。

(2) 対策の検討

水際対策について、厚生労働省等関係省庁、空港・港湾管理者、航空・海事関係事業者及び航空・海事・旅行関係事業者団体との間で、発生時の具体的手順等について、所要の検討を実施し、マニュアル化に努める。

(3) 連絡体制の確保

地方運輸局等に対して、検疫官との連絡体制を構築しておくよう指示する。

4 国内発生時に備えた公共交通機関における対策

(1) 国の行動計画及び厚生労働省専門家会議のガイドラインの周知等

我が国国内で発生した場合には初期段階において封じ込めること及びパンデミック時においても社会機能維持の観点から事業を継続することが肝要であり、公共交通機関に対して、国の行動計画や厚生労働省専門家会議のガイドラインを周知するとともに、必要に応じ、厚生労働省等関係省庁から入手した最新の情報を提供する。

(2) 対策の検討

封じ込め対策について、厚生労働省等関係省庁、公共交通関係事業者等との間で、発生時の具体的対応について、所要の検討を実施し、マニュアル化に努める。

5 省内職員の健康

職員に対して、厚生労働省専門家会議の「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」及び「個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策ガイドライン」を周知するとともに、随時、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。

国の新型インフルエンザ対策行動計画の国土交通省関連事項

計画と連携

〔体制の強化〕【フェーズ4】

- ・内閣総理大臣は、厚生労働省から新型インフルエンザの発生等の報告があった時は、その状況に応じて国内対策強化宣言を発出し、緊急に関係閣僚からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置する。

予防と封じ込め

〔検疫・出入国者対策〕

- ・海外で発生した新型インフルエンザの感染経路、病原性等の情報を基に、「検疫等ガイドライン」を見直す。（厚生労働省、関係省庁）【フェーズ4、5】
- ・検疫所は、検疫等ガイドラインに基づき、発生地域からの入国者に対し、質問票及び診察等により新型インフルエンザ疑い患者のふるい分けを行い、次の措置を行う。（厚生労働省）
 - 新型インフルエンザが確定した場合には、患者が乗っていた国際航空・船舶会社に対して、乗客名簿等の提出を求め、それら乗客に対する積極的疫学調査を実施する。（厚生労働省）【フェーズ4～6】
- ・国際航空機・船舶の長から、検疫所に対してインフルエンザ様症状を有する者が乗っていると、到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）について、国際航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。（厚生労働省）【フェーズ4～6】
- ・日本に来航する航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの通報を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所と地方自治体、その他関係機関等との連携を確認・強化する。（厚生労働省、関係省庁）【フェーズ4～6】
- ・厚生労働省の要請に基づき、必要に応じて、国際航空・旅客船の運航自粛等を要請する。（厚生労働省、国土交通省）【フェーズ4～6】
- ・厚生労働省は、発生地域から来航する船舶・航空機については、検疫法第14条第2項の規定に基づき、その状況に応じて、事前に国内検疫実施場所を指定し、国土交通省や国際航空・船舶会社と連携し集約化を図ることを検討する。（厚生労働省、国土交通省）【フェーズ4～6】
 - 旅客機等については成田及び関西、中部、福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。
 - 客船については横浜港、神戸港、関門港等で、貨物船については検疫港での対応を検討する。
 - 貨物船については、その積載物等により集約することが困難である場合も想定されることから、事前通報等において、患者発生等危機管理上やむを得ない場合の措置を除き、国土交通省と十分な協議を重ね、対応について検討するものとする。

〔在留邦人（長期滞在者及び永住者）等への対応〕【フェーズ4～6】

- ・新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、世界保健機関（WHO）の域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。（外務省）

1 省内体制の確立（国土交通省新型インフルエンザ対策本部の設置・開催）

政府に「新型インフルエンザ対策本部」が設置された後、直ちに省内に「国土交通省新型インフルエンザ対策本部」を設置し、省内一体となって対策の推進を図るものとする。「国土交通省新型インフルエンザ対策本部」においては、新型インフルエンザの症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等についてできる限りの情報を共有化し、その後の国土交通省及び公共交通・旅行関係事業者等の対策の方針（国際航空機・旅客船の運航自粛への対応方針、検疫の集約化に関する対応方針等）について協議する。また、「国土交通省新型インフルエンザ対策本部」は、事態の進展にあわせて、随時開催する。

2 関係省庁との連携・関係機関との連携

(1) 政府の新型インフルエンザ対策本部等への参加

政府の「新型インフルエンザ対策本部」等に参加し、情報の収集に努める。また、政府の行う新型インフルエンザ対策の方針に従って、国土交通省関係の対策について関係省庁と連携して推進に努める。

(2) 関係機関との連携

新型インフルエンザの症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等についてできる限り収集できた情報について、空港・港湾管理者、公共交通関係事業者、公共交通・旅行関係事業者団体等に対して情報提供するとともに、注意喚起する。

また、対策の実施について、随時関係機関と連絡調整を行い、連携強化に努める。

(3) 国土交通省関係者への必要な情報の提供

地方支分部局、外局、施設等機関及び国土交通省が所管する関係事業者団体等に対して、必要に応じて、随時、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。

3 水際対策の推進

(1) 関係事業者等への対策の徹底

空港・港湾管理者、航空・海事・旅行関係事業者等に対して、対応について万全を尽すよう、注意喚起を行う。

(2) 検疫の集約化への対応

厚生労働省より検疫の集約化の可能性につき協議があった場合には、航空・海事関係事業者団体等の意見を集約しつつ協議に対応するものとする。政府対策本部の決定があった場合には、あらかじめ決められた手順に従って、空港・港湾管理者、航空・海事関係事業者等に対して、検疫の集約化措置の対応の要請を伝達する。

(3) 国際航空機・旅客船の運航自粛への対応

厚生労働省より国際航空機・旅客船の運航自粛の可能性につき協議があった場合には、航空・海事関係事業者団体等の意見を集約しつつ協議に対応するものとする。政府対策本部の決定があった場合には、あらかじめ決められた手順に従って、航空・海事関係事業者等に対して、国際航空機・旅客船の運航自粛措置の実施を伝達する。

(4) 海外旅行者への注意喚起

外務省が新型インフルエンザの発生地域に対して渡航情報を発出した場合には、その内容に応じて、関係業界団体を通じて、海外旅行を企画主催する旅行会社に対して海外危険情報や関係機関の発出情報の常時把握を徹底するよう要請するとともに、旅行者に対して危険情報の趣旨内容を十分説明するよう周知徹底すること、また、当該発生国を目的地とする企画旅行については、企画・実施しないこと、手配旅行については、旅行をとりやめるよう勧めることなど要請する。

(5) 連絡体制の確保

地方運輸局等に対して、検疫官との連携体制の強化を指示する。

4 省内職員への注意喚起・関係職員の動向把握

(1) 職員への健康管理に関する注意喚起

直ちに、職員に対して、新型インフルエンザに関する情報を提供するとともに、家族も含めて健康に留意するよう、注意喚起を行う。

(2) 職員の海外渡航への検討

業務により新型インフルエンザ発生地域への渡航を行う際は、やむを得ない場合を除き延期・中止を検討するよう、注意喚起を行う。

(3) 海外出張中職員・海外在住職員の安否確認

発生地域へ海外出張中の職員や発生地域に在住する職員に関する安否を確認するとともに、新型インフルエンザに関する最新の情報を提供する。

国の新型インフルエンザ対策行動計画の国土交通省関連事項

計画と連携

〔体制の強化〕

- ・内閣総理大臣は、厚生労働省から新型インフルエンザの発生等の報告があった時は、その状況に応じて国内対策強化宣言を発出し、緊急に関係閣僚からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置する。【フェーズ4】
- ・関係閣僚からなる「新型インフルエンザ対策本部」の下、政府一体となった対策を一層強化する。（関係省庁）【フェーズ5、6】
- ・内閣総理大臣が、非常事態を宣言する。【フェーズ6】

予防と封じ込め

〔検疫・出入国者対策〕

- ・発生した新型インフルエンザの感染経路、病原性等の情報を基に、「検疫等ガイドライン」を見直す。（厚生労働省、関係省庁）【フェーズ4】
- ・国際航空機・船舶の長から、検疫所に対してインフルエンザ様症状を有する者が乗っているとの、到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）について、国際航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。（厚生労働省）【フェーズ4、5】
- ・日本に来航する航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの通報を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所と地方自治体、その他関係機関等との連携を確認・強化する。（厚生労働省、関係省庁）【フェーズ4、5】
- ・厚生労働省の要請に基づき、必要に応じて、国際航空・旅客船の運航自粛等を要請する。（厚生労働省、国土交通省）【フェーズ4、5】

⑤ 出国者対策

- ・国際航空・船舶会社へ協力を要請し、出国手続きカウンター等において、発熱等症状があったものについては、渡航自粛を要請する（厚生労働省・外務省）【フェーズ4～6】
- ・不要不急の海外旅行の自粛を勧告する（外務省）【フェーズ6】

〔在留邦人（長期滞在者及び永住者）等への対応〕【フェーズ4～6】

- ・新型インフルエンザ発生国・地域への邦人の渡航及び滞在について、世界保健機関（WHO）の域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を発出する。（外務省）

〔国民の社会活動の制限〕

国民、関係者に対して、次の点を勧告・周知する。（厚生労働省、文部科学省、国土交通省、関係省庁）

- ・発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動は自粛を勧告する。【フェーズ4、5】
- ・大規模施設や興行施設等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を勧告する。【フェーズ6】

- ・患者と、接触していた者が関係する発地域域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。【フェーズ4、5】
 - ・全国の学校及び通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。【フェーズ6】
 - ・発地域域における公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて、関係省庁等が連携し各管理者に対して協力を要請する。【フェーズ4、5】
 - ・全国における公共施設、公共交通機関等について、感染拡大を防ぐため、利用者間の接触の機会を減らすための措置を講ずるよう、必要に応じて、関係省庁等が連携し各管理者に対して協力を要請する。【フェーズ6】
-
- ・発地域域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告する。【フェーズ4～6】
-
- ・発地域域における住民・施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。【フェーズ4、5】
 - ・国民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨、外出自粛を勧告する。【フェーズ6】

1 省内体制の確立（国土交通省新型インフルエンザ対策本部の設置・開催）

政府に「新型インフルエンザ対策本部」が設置された後、直ちに省内に「国土交通省新型インフルエンザ対策本部」を設置し、省内一体となって対策の推進を図るものとする。「国土交通省新型インフルエンザ対策本部」においては、新型インフルエンザの症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等についてできる限りの情報を共有化し、その後の国土交通省及び公共交通・旅行関係事業者等の対策の方針（国際航空機・旅客船の運航自粛への対応方針、地域封じ込めが実施されるならば公共交通の運行自粛等にかかる方針等）について協議する。また、「国土交通省新型インフルエンザ対策本部」は、事態の進展にあわせて、随時開催する。

2 関係省庁との連携・関係機関との連携

(1) 政府の新型インフルエンザ対策本部等への参加

政府の「新型インフルエンザ対策本部」等に参加し、情報の収集に努める。また、政府の行う新型インフルエンザ対策の方針に従って、国土交通省関係の対策について関係省庁と連携して推進に努める。

(2) 関係機関との連携

新型インフルエンザの症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等についてできる限り収集できた情報について、空港・港湾管理者、公共交通関係事業者、公共交通・旅行関係事業者団体等に対して情報提供するとともに、注意喚起する。

また、対策の実施について、随時関係機関と連絡調整を行い、連携強化に努める。

(3) 国土交通省関係者への必要な情報の提供

地方支分部局、外局、施設等機関及び国土交通省が所管する関係事業者団体等に対して、必要に応じて、随時、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。

3 水際対策の推進

(1) 関係事業者等への対策の徹底

空港・港湾管理者、航空・海事・旅行関係事業者等に対して、対応について万全を尽すよう、注意喚起を行う。

(2) 国際航空機・旅客船の運航自粛への対応

厚生労働省より国際航空機・旅客船の運航自粛の可能性につき協議があった場合には、航空・海事関係事業者団体等の意見を集約しつつ協議に対応するものとする。政府対策本部の決定があった場合には、あらかじめ決められた手順に従って、航空・海事関係事業者等に対して、国際航空機・旅客船の運航自粛措置の実施を伝達する。

(3) 海外旅行者への注意喚起

外務省が新型インフルエンザの発生地域に対して渡航情報を発出した場合には、その内容に応じて、関係業界団体を通じて、海外旅行を企画主催する旅行会社に対して海外危険情報や関係機関の発出情報の常時把握を徹底するよう要請するとともに、旅行者に対して危険情報の趣旨内容を十分説明するよう周知徹底すること、また、当該発生国を目的地とする企画旅行については、企画・実施しないこと、手配旅行については、旅行をとりやめるよう勧めることなど要請する。

4 公共交通機関における対策

(1) 公共交通機関の利用者に対する広報への協力依頼

厚生労働省又は政府対策本部等からの要請を受けて、政府が国民に対して、マスクの着用や不要不急の外出を控えること、うがい、手洗い及び咳エチケットの励行など呼びかけるのにあわせて、鉄道駅構内、バスターミナル、空港、旅客船ターミナル、鉄道車両内、バス車両内、航空機内、旅客船内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、構内放送及び車内放送などにより利用者に対し、マスクの着用等を周知することを公共交通関係事業者団体等に対し協力依頼する。

(2) 厚生労働省の専門家等の意見をふまえた措置の周知

厚生労働省の専門家等から利用者間の感染を減じる方策について提言された場合には、厚生労働省からの要請を受けて、公共交通関係事業者団体等に対する当該措置の実施の協力依頼を検討する。

(3) 検疫所・保健所の指導に従った対応の要請

公共交通関係事業者、公共交通関係事業者団体等に対して、検疫所及び保健所の指導に従うとともに、必要に応じて協力するよう要請する。

(4) 地域封じ込めへの対応

地域封じ込めについて、政府対策本部や自治体等からの協議及びその実施について、迅速かつ適切な対応を実施する。

5 不特定多数の人が集まる大規模集会等の中止等

流行の状況に応じて、国土交通省が主催、共催する大規模集会や興行施設等不特定多数の人が集まる活動は、必要に応じて中止又は延期する。

また、国土交通省が関係する所管団体及び独立行政法人が主催する大規模集会や興行施設等不特定多数の人が集まる活動は、必要に応じて、中止又は延期するよう自粛を要請する。

6 省内職員への注意喚起・関係職員の動向把握

(1) 職員への健康管理に関する注意喚起

直ちに、職員に対して、新型インフルエンザに関する情報を提供するとともに、家族も含めて健康に留意するよう、注意喚起を行う。

(2) 職員の海外渡航への検討

業務により新型インフルエンザ発生地域への渡航を行う際は、やむを得ない場合を除き延期・中止を検討する。

(3) 多数の欠勤者が出た場合の業務の継続

多数の欠勤者が出た場合には、職員の健康管理などにより、業務を継続できるように努める。

(4) 海外出張中職員・海外在住職員の安否確認

発生地域へ海外出張中の職員や発生地域に在住する職員に関する安否を確認するとともに、新型インフルエンザに関する最新の情報を提供する。

[参考1]

用語の定義

○インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。)

○高病原性鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。一方、時に毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、「低病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

○パンデミック

新型インフルエンザウイルスがヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的大流行を呈する状況。

○家きん

鶏、あひる、七面鳥及びうずらのこと。

○フェーズ

WHOが策定したWHO世界インフルエンザ事前対策行動計画においては、パンデミックがピークを迎えるまでを状況に応じて6つのフェーズに分類して、それぞれの対応等を規定している。そこで、我が国においても、このWHOの定義に準じて6つのフェーズに分類してさらにフェーズごとに国内で新型インフルエンザが発生していない場合(国内非発生:A)と国内で新型インフルエンザが発生した場合(国内発生:B)に細分化して、我が国のパンデミック行動計画を定めている。

我が国の段階の決定については、WHOが宣言(実施)するフェーズの引き上げ及び引き下げに連動させて新型インフルエンザ対策推進本部長(厚生労働大臣)が決定する。現状は、WHOフェーズ3の国内非発生(国の新型インフルエンザ対策行動計画上のフェーズ3A)の段階である。

[参考2]

WHOにおけるインフルエンザパンデミックフェーズ

○フェーズ1（前パンデミック期）

ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出世界、国家、都道府県、市区町村のそれぞれのレベルで、パンデミック対策を強化する。

○フェーズ2（前パンデミック期）

ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが検出。ヒトの感染拡大のリスクを減少させ、仮にヒト感染が起きたとしたら、迅速な検知、報告が行われる体制を整備する。

○フェーズ3（パンデミックアラート期）

ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い新型ウイルスを迅速に検査診断し、報告し、次の患者発生に備える。

○フェーズ4（パンデミックアラート期）

ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている。

○フェーズ5（パンデミックアラート期）

ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな集団発生がみられる。隔離をはじめとした物理的な封じ込め対策を積極的に導入し、ワクチンの開発と接種などの、事前に計画し、準備した感染症対策の実施に必要な時間的猶予を確保するために、最大限努める。感染が見られている地域であるか、そのような地域との人的交流、貿易があるか否か、まったく影響が無いかに基づき、対策の細部を適宜改良する。

○フェーズ6（パンデミック期）

パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している。パンデミックの影響を最小限にとどめるためのあらゆる対策をとる。上記以外に、パンデミックの小康状態と第2波への対策。

○後パンデミック期

パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復している。パンデミックによる多方面への影響を評価し、計画的復興と対策の改善を実施する。

〔参考3〕

新型インフルエンザに係る背景・流行規模の想定

1. 背景

国の新型インフルエンザ対策行動計画によれば、新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。

20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザ大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡している。また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ大流行を引き起こしており、医療提供機能の低下を始めとした社会機能や経済活動の様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1型）が流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている（2003年（平成15年）12月～2008年（平成20年）2月の間で、ヒトの発症者357名、うち死亡者225名）。また、高病原性鳥インフルエンザの発生が、アフリカ、中東、ヨーロッパ等でも確認されるなど、依然として世界的に流行が拡大・継続している。また、平成18年6月にはインドネシアにおいて、平成19年12月には中国において、鳥インフルエンザが限定的にヒトからヒトへ感染する事例も起こっているなど、新型インフルエンザ発生の脅威が高まっている状況にある。

2. 流行規模の想定

国の行動計画によれば、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合に医療機関を受診する患者数は、約1,300万～2,500万人（中間値約1,700万人）と推計されている。

この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で起こったインフルエンザパンデミックのデータ；アジアインフルエンザ等を中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率2%）として、新型インフルエンザの病原性が中等度の場合と、重度の場合について推計すると、その上限値はそれぞれ、中等度の場合では、入院患者数は約53万人、死亡者数は約17万人となる。また、重度の場合では、中等度と重度の場合の死亡率から推計すると、入院患者数は約200万人、死亡者数は約64万人と推定される。なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。

また、全人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定の下での、中等度の場合での入院患者の発生分布の試算では、1日当たりの最大入院患者数は、10万1千人（流行発生から5週目）となっている。さらに、重度の場合には、1日当たりの最大入院患者数も増大すると推定される。

〔参考4〕

新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について

〔平成19年10月26日
閣議決定〕

政府は、新型インフルエンザの発生に備えた対応が世界的に急務となっている中、新型インフルエンザの発生により通常の感染症対策では対応できない事態が生じる可能性がある場合に、下記により、事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保するため、必要に応じ緊急かつ総合的な対応を行うこととする。

1. 事態の的確な把握

国の内外において、新型インフルエンザが発生した場合、事態を把握した関係省庁は、内閣情報調査室を通じて内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監（以下「内閣総理大臣等」という。）への報告連絡を迅速に行うとともに、相互に協力して更なる事態の把握に努める。

なお、上記報告ルートに加え、関係省庁による内閣総理大臣等への報告がそれぞれのルートで行われることを妨げるものではない。

2. 対策本部の設置等

政府は、新型インフルエンザが発生し、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要がある場合には、内閣総理大臣の判断により、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、内閣官房長官及び厚生労働大臣を副本部長とする対策本部を速やかに設置する。対策本部の構成員及び運用については、別紙のとおりとする。

なお、事態が終息した場合には、対策本部を廃止する。

(別紙)

新型インフルエンザ対策本部の設置について

- 1 新型インフルエンザの発生に緊急に対処するため、内閣に新型インフルエンザ対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官 厚生労働大臣
本部員	他のすべての国務大臣

(注) 本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。
本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
- 3 本部に幹事を置く。
幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 4 本部長は、必要に応じ、有識者の参集とその意見の開陳を求めることができる。
- 5 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

[参考5]

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する
関係省庁対策会議の設置について

平成16年3月2日
関係省庁申合せ
平成16年3月4日一部改正
平成16年3月11日一部改正
平成16年3月19日一部改正
平成17年10月28日一部改正
平成18年9月7日一部改正
平成18年11月27日一部改正
平成19年1月9日一部改正
平成19年10月26日一部改正

- 1 ヒトの新型インフルエンザ及び高病原性鳥インフルエンザの発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官補
構成員	内閣官房内閣審議官（内政）
	内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）
	内閣官房内閣審議官（危機管理審議官）
	内閣府政策統括官（科学技術政策担当）
	内閣府食品安全委員会事務局長
	警察庁生活安全局長
	警察庁警備局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	総務省大臣官房長
	消防庁次長
	法務省刑事局長
	法務省入国管理局長
	外務省大臣官房地球規模課題審議官
	外務省領事局長
	財務省大臣官房総括審議官
	文部科学省大臣官房総括審議官
	文部科学省スポーツ・青少年局長
	厚生労働省大臣官房技術総括審議官
	厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
農林水産省総合食料局長
農林水産省消費・安全局長
農林水産省生産局長
経済産業省大臣官房技術総括審議官
資源エネルギー庁長官
原子力安全・保安院長
中小企業庁長官
国土交通省航空局長
国土交通省政策統括官（危機管理担当）
海上保安庁次長
環境省自然環境局長
防衛省運用企画局長

- 3 対策会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 対策会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

〔参考6〕

新型インフルエンザ関連 HP 情報

○新型インフルエンザ対策行動計画

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/071026keikaku.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>

○厚生労働省専門家会議ガイドライン

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>

○関係省庁の HP へのリンク

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/link.html>